

1-9 森林環境譲与税の使途

(1) 森林環境譲与税について

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより、「森林環境譲与税」が創設されました。令和元年度より各自治体における私有林人工林面積、林業就業者数及び人口から算出した譲与税の交付が開始され、杉並区の令和3年度譲与額は46,936千円でした。森林環境税は令和6年度から1人年額1,000円賦課徴収することとされています。

また、全国の区市町村への森林環境譲与税の譲与額(予定)は下表のとおりです。

	令和元年度	令和2～3年度	令和4～5年度	令和6年度
各年度譲与総額(A)	200億円	400億円	500億円	森林環境税収入額 +300億円
譲与割合(B)	80/100	85/100	88/100	90/100
区市町村譲与額 ※ (C) = (A) × (B)	160億円	340億円	440億円	収入額による

※各自治体の譲与額は、区市町村譲与額(C)の5/10を私有林人工林面積、2/10を林業就業者数、3/10を人口により按分した額となります。

(2) 森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税収入については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、杉並区では、以下の事業に活用しました。

充当事業名	事業内容	令和3年度 決算額	特定財源	(単位：千円)	
				一般財源	一般財源のうち、森林環境譲与税 充当額
地域人材の育成	森林ボランティア育成講座	725	0	725	725
防災施設整備 阿佐谷地域区民センターの移転整備 阿佐谷児童館の移転整備 公園等の整備 コミュニティふらっとの整備 成田保育園の移転整備	阿佐谷地域区民センター等複合施設及びコミュニティふらっとと成田・成田保育園建設工事	2,264,875	2,003,439	261,436	45,847
環境活動推進センター等の事業運営	森林環境学習	153	0	153	153
小学校の移動教室	弓ヶ浜移動教室	211	0	211	211
合計		2,265,964	2,003,439	262,525	46,936